# 賛助会員の年会費に係る注意事項

#### (会費の額)

本会の会費は年会費制とし、会員の種類に応じて、次のとおりとします。

会員の種類	年会費の額
賛助会員 (法人)	1口 3万円
賛助会員 (個人)	1 口 1 万円

# (会費の納入)

- ・前年度内に任意退会の手続きを完了せず、年度の初日の時点で会員資格を有する賛助会員は、当該年度の会費を納入していただきます。
- ・ 賛助会員は、毎年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日 及び方法により会費を納入していただきます。

# (中途入会の会費及び納入)

年度の中途に入会した賛助会員の当該年度の会費は、入会承認月にかかわらず、 年額の全額とします。ただし、令和3年度に限り、年額の半額とします。

# (中途退会の会費)

年度の中途に退会した賛助会員の会費については、払い戻しは致しません。

注;本会の「年度」は、4月から翌年3月までである。(規約第14条参照)